

第8次水質総量削減に係る総量規制基準のC値の範囲の一部改正について

1. 趣旨

- (1) 東京湾、伊勢湾及び大阪湾を含む瀬戸内海における汚濁負荷量の削減のため、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量を対象として、昭和54年以来、7次にわたる水質総量削減を実施してきた。
- (2) 本制度において、環境大臣は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第4条の2の規定に基づき、対象となる水域ごとに目標年度、削減目標量等を示した総量削減基本方針を定め、都道府県知事は、法第4条の3の規定に基づき、総量削減基本方針を踏まえ、総量削減計画を定めることとされている。
- (3) (1)の3項目について、都道府県知事は、法第4条の5第1項の規定に基づき、水質総量削減に係る指定地域内において環境省令で定める規模以上の特定事業場（法第2条第6項に定める汚水又は廃液を排出する施設を設置する工場又は事業場）から排出される排出水の汚濁負荷量を対象として、総量規制基準を定めることとされている。
- (4) 総量規制基準については、水質汚濁防止法施行規則（昭和46年6月総理府・通商産業省令第2号）第1条の5第3項（化学的酸素要求量）、同規則第1条の6第3項（窒素含有量）及び同規則第1条の7第3項（りん含有量）に基づき、環境大臣が定める範囲（（5）の3告示）内において定めることとされている。
- (5) 平成28年5月26日に中央環境審議会会長から環境大臣に対し、「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」の答申がなされたことを踏まえ、以下の告示の一部改正を行った。

- 化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年10月13日環境省告示第134号）
- 窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年10月13日環境省告示第135号）
- りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年10月13日環境省告示第136号）

2. 改正の概要

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量について、総量規制基準の範囲（上限値及び下限値）を改正する。対象となる指定水域及び第8次において総量規制基準の範囲の見直しを行う業種区分数は下表のとおり。

指定項目	指定水域	対象業種区分数
化学的酸素要求量	東京湾・伊勢湾・大阪湾	15業種区分
窒素含有量	東京湾・伊勢湾	76業種区分
りん含有量	東京湾・伊勢湾	72業種区分

3. 経過措置

- (1) この告示は、公布の日から適用する。
- (2) 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水（排出水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの）の量を除く特定排出水の量に係る C_c 、 C_{co} 、 C_{ci} 及び C_{cj} （窒素含有量は C_n 、 C_{no} 及び C_{ni} 、りん含有量は C_p 、 C_{po} 及び C_{pi} ）の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる第8次総量削減基本方針における目標年度（平成31年度）の前年度（平成30年度）末までの間は、なお従前のおりとする。

4. 今後の予定

平成29年6月を目途に、関係都府県知事が法第4条の3に基づき、第8次総量削減計画を策定するとともに、本告示に示された総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲において、法第4条の5第1項及び第2項に基づき、総量規制基準を設定する予定。